

大任町立義務教育学校制服等製造業務仕様書

1. 本町の制服について

- (1) 制服は、7、8、9年生において着用するものとする。
- (2) 全てのアイテムにおいてジェンダーレスを配慮したものとする。
- (3) プレザー、ボトム(スラックス、スカート)、シャツを制服とする。
- (4) リボン、ネクタイ、ベスト、カーディガンなどのアイテムを生徒自身が自分らしく自由に選択でき、快適に着用することができるようにすることを検討する。

2. デザイン等について

- (1) 名札は個人情報保護に配慮したものとする。
- (2) 色の指定や素材(シャツやポロシャツ)については今後検討をおこなう。
- (3) ベスト、カーディガンなどの着用や指定については今後協議をおこなう。

3. 機能性について

- (1) 家庭用洗濯機で洗濯が可能で、型崩れしないものであること。
- (2) ノーアイロンなど、家庭での手入れがしやすいものであること。
- (3) 防汚、撥水、抗菌などの機能を備えていること。
- (4) 動きやすく、着心地がよいものであること。
- (5) 3年間の使用に耐えられるものであること。
- (6) 安心・安全な機能(反射材・透けない素材など)を備えていること。
- (7) 多様性に応じた個別対応が可能であること。
- (8) 成長にあわせたデザインおよび調整が可能なものであること。

4. 経済面について

- (1) 下学年への制服リユースがしやすいものであること。
- (2) 現在の価格帯と同程度となること。